

鳥取県県土整備部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書
(鳥取県立みなとさかい交流館)

平成30年10月16日

鳥取県県土整備部指定管理候補者審査・指定管理施設評価委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立みなとさかい交流館(以下「交流館」という。)の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者(指名指定)

境港管理組合 管理者 平井 伸治(鳥取県境港市大正町215番地)

2 指定期間

平成31年4月1日から5年間

3 指定管理料の額

210,861,000円(債務負担行為額210,861,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額 2019年度 41,865,000円

2020年度以降 42,249,000円

※2019年10月実施予定の消費増税分を加味しているため。

4 審査結果

境港管理組合を指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

5 審査の経緯

境港管理組合から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
川崎 紘宗(委員長)	公立鳥取環境大学経営学部経営学科 准教授
池淵 靖	税理士法人クレール 代表社員税理士
足立 光枝	上道町婦人会 会長
酒井 美智子	境港商工会議所女性会 副会長
谷 和敏(副委員長)	鳥取県県土整備部 次長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会(平成30年6月6日(水))

・交流館の概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会(平成30年10月16日(火))

・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	不適正な場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等） ・管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握	65点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容	16点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、ISO・TEASの認証) ・管理運営状況の実績評価	15点
5	その他	・ネーミングライツに係る提案の有無	4点

(4) 審査結果

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な意見
1 (適/不適)	適 (必須項目)	・管理運営の基本的な考え方は適切である。 ・施設や施設の設置目的をよく理解している。
2 (65点)	適 (47.0点)	・施設のサービスについて工夫を感じた。 ・緊急時の対応訓練も良くなされている。 ・会議室のPRを更に工夫して行っていただき、利用者増に繋げて欲しい。会議室の利用促進のためにDM発送の増加も一考。 ・会議室、展示室の利用時間等、利用者との協議により柔軟に対応する提案等は評価する。 ・会議室の利用料金の増額の提案は近隣施設の状況も調査しており、適当な金額である。 ・少しずつでも展示品のリニューアルを検討して欲しい。
3 (16点)	適 (9.3点)	・収支計画は適切である。
4 (15点)	適 (7.2点)	・財政基盤、経営基盤が安定している。
5 (4点)	— (0点)	・ネーミングライツの提案なし。
総合評価 (100点)	適 (63.5点)	・交流館の指定管理者候補者として、全員一致で適当であると認める。

(注) 点数は、委員5名の平均値である。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

区 分	開 館 時 間	休 館 日
2階 展示室	午前8時30分から午後5時まで ※イベント等で遅くまで利用者が 見込まれる場合などは柔軟に対応。	12月29日～1月3日
3階 会議室	午前8時30分から午後5時まで	12月29日～1月3日 ※土曜日、日曜日、休日について は利用者と協議し、柔軟に対応。

(2) 利用料金

区 分	利 用 料 金
会議室	30分当たり500円 (30分未満の場合は30分として計算する。)

(3) サービス向上と利用促進の取組

- ・快適な利用環境を整えることはもとより、会議室の存在を知ってもらうこと、交通の便が良いこと等をPRし、より多くの方に利用していただけるよう努める。
また、土曜日、日曜日、休日の利用についても利用者のニーズを踏まえ、柔軟に対応する。
- ・2階展示ホールについて、「境港のコーナー」、「山陰の観光情報コーナー」、「まんが王国とっとりPRコーナー」など、その都度展示内容を変更しながら利用促進を図る。
- ・展示ホールを展示・発表の場として開放し、広く利用して頂く。
- ・外部団体にも協力を求め、ミニイベントを頻繁に開催する。

(4) 経費節減のための取組

- ・業務委託を5年間の複数年契約で行い、コスト縮減に努める。
- ・冷暖房温度は環境に配慮した適切な庁舎管理を徹底し、県の温度管理を参考にした上で、利用者の理解と協力が得られる範囲で利用状況に応じて設定を手動で行うなど、きめ細かな対応を行う。
- ・照明等について、交流館全体で省エネ対応機種への転換、時間外における不要な場所の消灯、防犯等に支障のない範囲で消灯等の対策を講ずる。